おくやみハンドブック

**～ご逝去に伴う手続きのご案内～**

**※この一覧はご逝去に伴う手続きのすべてを網羅しているものではありません。**

**盛岡市おくやみコーナーのご利用について**

**コーナー利用時間：9時～12時、13時～16時**

**※利用方法は次の２種類があります**

○あらかじめ、必要と思われる手続きの申請書類等をご用意いたしますので、スムーズに手続きができます。

※内容によっては、各担当窓口で手続きが必要な場合があります。

※相続放棄を予定されている方は、各担当窓口での手続きとなりますので、予約は不要です*。*

○**ご予約は来所予定日の3開庁日前までにお願いします。**

**予約電話番号：019-613-8312**

**（盛岡市市民登録課 戸籍係 直通）**

**予約をしないで利用する**

**予約をして利用する**

○別冊でお渡ししております「チェックシート」により、必要な手続きの選別をお手伝いさせていただきます。

○各担当窓口で手続きをしていただきます。

※すぐに利用したい方

※相続放棄を予定されている方

※おくやみコーナーをご利用にならずに、

直接各担当窓口で手続きすることもできます。

**おくやみコーナーをご利用の際は、本庁舎 本館1階 の市民登録課**

**1番窓口にお声かけください。**



**※都南分庁舎、玉山総合事務所に「おくやみコーナー」は設置しておりません**

盛岡市内丸12-2　盛岡市役所　市民登録課

**盛岡市**

　令和５年９月２日現在

この度のご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

さて、ご遺族におかれましては、今後、故人に係る年金や保険など、さまざまな申請や届出

が必要となってくることに、ご不安をお抱えになることも多いかと存じます。

盛岡市では、そのようなお気持ちに寄り添い、主に市への申請・届出等のご負担を少しでも

減らすことができるよう、「おくやみコーナー」を設け、各種手続きのお手伝いやご案内を

しております。どうぞ、ご活用ください。　**盛岡市長　内　舘　　茂**

**目　　次**

　市役所でする手続き･･･４P～

　市役所以外の手続き･･･13P～

　各種相談窓口のご案内･･･15Ｐ

案内図･･･16Ｐ～

**受付窓口の記載例**

　･･･盛岡市役所本庁舎 　･･･都南分庁舎　 ･･･玉山総合事務所 　･･･盛岡市保健所

津志田14-37-２　　 　渋民字泉田360　　　　　神明町３-29

　･･･若園町分庁舎 　･･･内丸分庁舎 　･･･上下水道局

若園町２-18　　　　　 内丸３-46　　　　　 愛宕町６-８

■死亡に伴う各種手続きに必要な住民票・戸籍等を請求の際には、免許証・保険証などで窓口に来た方の本人確認を行います。又、別世帯の方の住民票や、直系親族以外の戸籍等請求の際には、委任状が必要な場合があります。

■**死亡届を提出した市区町村と本籍地や住所地が異なる場合、戸籍や住民票に反映されるまで10日～２週間程度かかります。**

■「法定相続情報証明制度」の利用により、何度も戸籍謄本を出し直す必要がなくなります。

　詳細は盛岡地方法務局登記部門 （☎019-624-1104）へお問合せください。

**手続きのために持ってきていただく主なもの**

**※お持ちのもの、見つかったもののみ**

**でかまいません。**

**亡くなった方**

**□基礎年金番号のわかるもの**

**（年金手帳、年金証書など）**

**□マイナンバーカードまたは通知カード**

**□国民健康保険被保険者証、**

**後期高齢者医療被保険者証**

**□介護保険被保険者証**

**□身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証**

**□医療費受給者証（重度心身障害者、中度身体障害者等）**

**□その他、盛岡市から交付された証書類**

**相続人代表者**

**□認印**

**□通帳等**

**□マイナンバー確認書類**

**喪主**

**□認印**

**□通帳等**

**来庁される方**

**□認印**

**□本人確認書類**

**□マイナンバー確認書類**

※お亡くなりになった方や、ご来所いただく方との関係性などに応じて必要書類は異なります。　　　　　　追加で書類等が必要になる場合もありますのでご了承ください。

**～持ち物の凡例～**

　　○マイナンバー確認書類

･･･現住所記載のマイナンバーカード、通知カードまたはマイナンバー入り住民票

　　　　　　　 　　　　　　※亡くなられた方のマイナンバー入り住民票は交付できません。

　　○通帳等･･･振込先の銀行名･支店名･口座番号･口座名義人が分かるもの

　　○認　印･･･朱肉を使うもの。ゴム印やスタンプ印は使えません。

 〇本人確認書類･･･

・写真付きのもの

･･･運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、パスポート、身体障害者手帳など

　　・写真付きのものがない場合以下から２点

　　　　･･･被保険者証（健康保険、介護保険）、年金手帳、年金証書など

**※マイナンバー通知カードは本人確認書類ではありません。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ☑ | **手続きの内容** | **受付窓口** |
| □/ | **世帯主が亡くなったとき**新しい世帯主を指定する届出。ただし、①残る世帯員が1人または②残る世帯員のうち、15歳以上の方が１人の場合は手続き不要です。《必要なもの》①国民健康保険被保険者証（加入者のみ返納。）　※世帯員ではない方が届出する場合は委任状が必要です。 | 本館1階 市民登録課☎019-613-8309１階 市民係１階 税務住民課登録証明係 |
| □/ | **国民健康保険の加入者が亡くなったとき**葬儀の翌日から２年以内に申請すると、葬儀を行った方（喪主）に葬祭費が支給されます。また、相続の代表者となる方は、亡くなられた方の保険税の精算（国民健康保険税納付・還付対象者）や、未支給の療養費・高額療養費等に係る請求・受領等の手続きが必要となります。（保険税の還付は、健康保険課以外で受付の場合、後日郵送で手続き。）《必要なもの》①健康保険被保険者証②喪主及び相続人の印鑑（朱肉を使用するもの）③喪主及び相続人の振込先の通帳等 |  【葬祭費及び国保手続き】別館１階 健康保険課☎019-613-8436(給付)☎019-613-8438(徴収)１階 税務福祉係※葬祭費の申請に限る１階 健康福祉課 【保険税の精算納付】別館１階 健康保険課　☎019-613-8437 |
| □/ | **後期高齢者医療の加入者が亡くなったとき****（75歳以上または65歳~74歳で一定の障害をお持ちの方）**葬儀の翌日から２年以内に申請すると、葬儀を行った方（喪主）に葬祭費が支給されます。また、相続の代表者となる方は、亡くなられた方の保険料の精算（後期高齢者医療保険料納付・還付対象者）や、未支給の療養費・高額療養費等に係る請求・受領等の手続きが必要となります。《必要なもの》①後期高齢者医療被保険者証②喪主及び相続人の印鑑（朱肉を使用するもの）③喪主及び相続人の振込先の通帳等 | 別館１階 健康保険課　☎019-613-8439１階 税務福祉係１階 健康福祉課 |
| □/ | **国保・後期高齢以外の健康保険の加入者が亡くなったとき**加入先（勤務先など）にご連絡ください。 | 故人の勤務先など |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ☑ | **手続きの内容** | **受付窓口** |
| □/ | **老齢年金、障害年金、遺族年金を受給していた方が****亡くなったとき**未支給年金請求、死亡届等の手続き。また、受給要件に該当する遺族の方は遺族年金を請求できる場合があります。《必要なもの》①手続きする方（請求する方）のマイナンバー確認書類、戸籍謄本（死亡届のみ提出時は不要）、通帳など。②亡くなった方の年金証書必要書類は各受付窓口へ電話でお問い合わせください。 | 【厚生年金受給者または過去に厚生年金加入中の配偶者に扶養されていた方が亡くなった場合】日本年金機構盛岡年金事務所☎019-623-6211（自動音声対応）※相談等の予約　☎0570-05-4890【国民年金（老齢、障害、遺族基礎年金）**のみ**受給の方の未支給年金請求及び死亡届】本館２階 医療助成年金課☎019-626-7529１階 税務福祉係　　　　　　　　　１階 健康福祉課 |
| □/ | **年金の受給開始前に亡くなった方のご遺族で****各制度の受給要件に該当するとき**遺族基礎年金及び遺族厚生年金、死亡一時金、寡婦年金を請求できる場合があります。※原則、年金は重複して受け取れません。《必要なもの》①手続きする方（請求する方）のマイナンバー確認書類、戸籍謄本、通帳など。②亡くなった方の年金手帳または基礎年金番号通知書　 | 【遺族厚生年金の請求の場合】日本年金機構盛岡年金事務所☎019-623-6211（自動音声対応）【遺族基礎年金、死亡一時金、寡婦年金の請求の場合】本館２階 医療助成年金課 ☎019-626-7529１階 税務福祉係１階 健康福祉課 |
| □/ | **障害基礎年金、遺族基礎年金の加算額の対象者（子）が****亡くなったとき**加算額加給年金額対象者不該当届または遺族年金失権届《必要なもの》①年金受給者のマイナンバー確認書類　②年金証書など。 | 本館２階 医療助成年金課☎019-626-75291階 税務福祉係1階 健康福祉課 |
| □/ | **医療費助成を受けている方（乳幼児、妊産婦、小学生、中学生、****高校生等、重度心身障がい者、中度身体障がい者、ひとり親家庭等、寡婦等）が亡くなったとき**受給資格喪失及び振込先変更の届出。※郵送手続可。《必要なもの》①受給者証　②相続人代表者の通帳等 | 本館２階 医療助成年金課☎019-626-75281階 税務福祉係　1階 健康福祉課※家族で医療費助成を受けている方がいる場合、届出が必要な場合があります。詳しくは医療助成年金課にお問い合わせください。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ☑ | **手続きの内容** | **受付窓口** |
| □/ | **介護保険に加入している方（65歳以上の方、または40歳から****64歳までの方で要介護認定を受けている方）が亡くなったとき**介護保険被保険者証等の返納。また、保険料の精算（介護保険料納付・還付対象者）が生じる方や、介護サービスを利用されていた方で、未支給の高額介護サービス費がある場合、相続人代表者にも手続きがあります。《必要なもの》①介護保険被保険者証 ②介護保険負担限度額認定証・負担割合証（お持ちの方のみ）③還付を受ける方の通帳等 ④相続人代表者の認印 | 別館５階 介護保険課☎019-626-7581１階 税務福祉係１階 健康福祉課 |
| □/ | **青山、新庄、古川墓園の使用者（名義人）が亡くなったとき**墓地使用権の承継の手続きが必要です。《必要なもの》①墓地使用権承継承認申請書（窓口で記入。ホームページからダウンロード可。郵送手続き希望の場合は、申請書を郵送します。）②新たに使用者になる方と亡くなった方の関係性の分かる戸籍謄本、戸籍抄本、改製原戸籍等（写し可）③墓地使用許可証（紛失の場合も手続き可） | 【青山・新庄墓園の場合】６階 企画総務課　　　　　　☎019-603-8301【古川墓園の場合】１階 税務住民課生活環境係☎019-683-3805※受付不可 |
| □/ | **市営住宅にお住まいの方が亡くなったとき**【名義人が亡くなり、市営住宅を退去する場合】明渡し手続きが必要です。右記センターへお問合せください。【名義人が亡くなり、ご家族の方が引き続き入居する場合】承継承認手続きが必要です。右記センターへお問合せください｡【入居されているご家族の方が亡くなった場合】同居者異動届の提出が必要です。右記センターへお問合せください。なお、県営住宅にお住まいの方については一般財団法人 岩手県建築住宅センター（☎019-623-4414）へお問合せください。 | 市営住宅指定管理センター　☎019-622-7030※住所盛岡市中ノ橋通一丁目４-22中ノ橋106ビル９階 |
| □/ | **ごみ出しサポートを利用されている方が亡くなったとき**65歳以上または障害のある方で一人暮らしだった方などで、利用していた方は利用廃止の手続きが必要です。 | 収集センター ☎019-603-8030※電話で手続きができます。 |

**障がいのある方が亡くなったとき**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ☑ | **手続きの内容** | **受付窓口** |
| □/ | **身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方が亡くなったとき**手帳の返還の手続き。※申告や相続等の手続きで、手帳の等級等が必要になる場合があります。事前に写しを取るなどの準備をしてから返還ください。《必要なもの》①身体障害者手帳、療育手帳　②認印  | 本館５階 障がい福祉課☎019-613-8346１階税務福祉係１階健康福祉課 |
| □/ | **精神障害者保健福祉手帳または自立支援受給者証をお持ちの方が****亡くなったとき**手帳および受給者証の返還の届出。（紛失の場合は届出不要。）《必要なもの》①精神障害者保健福祉手帳、自立支援受給者証　②認印 | 本館５階 障がい福祉課☎019-613-7943１階税務福祉係１階健康福祉課 |
| □/ | **障害福祉サービス受給者証、障害児通所支援受給者証、****地域生活支援事業受給者証をお持ちの方が亡くなったとき**受給者証の返還の手続き。（紛失の場合は届出不要。）《必要なもの》①受給者証 | 本館５階 障がい福祉課☎019-626-7508 |
| □/ | **特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受けている方が亡くなったとき**手当喪失の手続き。手当受給者（亡くなった方）の扶養義務者として登録のある方は、受給者に未支払手当がある場合、未支払手当を請求可能です。《必要なもの》扶養義務者の登録がない方①届出人の認印扶養義務者の登録がある方①扶養義務者の認印　②扶養義務者名義の通帳等 | 本館５階 障がい福祉課☎019-613-8346１階税務福祉係１階健康福祉課 |
| □/ | **特別児童扶養手当の対象児童が亡くなったとき、または手当を****受けている方が亡くなったとき**手当喪失の手続き。《必要なもの》対象児童が亡くなったとき①死亡記載のある戸籍謄本　②認印　③特別児童扶養手当証書手当を受けている方が亡くなったときは、障がい福祉課へご確認ください。 | 本館５階 障がい福祉課☎019-613-8346１階税務福祉係１階健康福祉課 |

**子どもや子育て世代の方が亡くなったとき**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ☑ | **手続きの内容** | **受付窓口** |
| □/ | **保育施設に入所した子どもの保護者が亡くなったとき**変更の届出が必要です。　詳しくは子育てあんしん課に電話でお問合せください。 | １階 子育てあんしん課☎019-626-7511１階 税務福祉係１階 健康福祉課 |
| □/ | **児童手当を受給している方**○受給者が亡くなった時・未払い分(受給者が亡くなられた月まで)の児童手当について、児童名義の口座に振込む手続きが必要となります。《必要なもの》①児童の通帳等　・今後、児童を養育する方が児童手当を受給するため、認定請求書の提出が必要となります。※公務員の場合は、職場で手続きが必要となります。《必要なもの》➀養育者の通帳等②養育者の健康保険証③養育者のマイナンバー確認書類　○児童が亡くなった時額改定届または受給事由消滅届の提出が必要となります。そのほか詳しい手続きについては子ども青少年課へお問合せください。 | ４階 子ども青少年課☎019-613-8354２階 医療助成年金課１階 税務福祉係１階 健康福祉課 |
| □/ | **児童扶養手当を受給している方**○受給者が亡くなった時未払い分(受給者が亡くなられた月まで)の児童扶養手当について、児童名義の口座に振り込む手続きが必要となります。《必要なもの》①児童の通帳等　今後、児童を養育することになる方が児童扶養手当を受給できる場合があります。詳しくは子ども青少年課へお問合せください。○児童が亡くなった時額改定届または資格喪失届の提出が必要となります。 | ４階 子ども青少年課　☎019-613-8354１階 税務福祉係※新規申請を除く１階 健康福祉課 |

**市役所のその他のお手続き**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ☑ | **手続きの内容** | **受付窓口** |
| □/ | **不要となった物の処分について**処分する量が多量にある場合は、下記センター等へ事前に連絡し、分別した上で搬入してください。お住まいの地域によって、ごみの分け方・出し方及び搬入施設が異なります。自分で搬入できない時はごみ収集運搬業者へ(有料)。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 地域 | 種類 | 搬入施設 | 処理料 |
| 盛岡 | 可燃ごみ　　　　　 | 盛岡市クリーンセンター☎019-663-7153 | 200kg未満　無料200kg以上1,000円＋10kgまで毎に50円 |
| 不燃ごみ、粗大ごみ | 盛岡市リサイクルセンター☎019-685-2151 |
| 都南 | 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ | 盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター☎019-697-3835 | 料金は清掃センターへ |
| インターネットか電話で事前予約が必要です。　　　　https://mskankyo-iwate.jp/予約専用　☎019-613-3501 |
| 玉山 | 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ | 岩手・玉山清掃事業所☎019-682-0552 | 10kg毎に50円 |
| ごみの分け方・出し方の相談 | ■盛岡地域・都南地域　３階 資源循環推進課 ☎019-626-3733■玉山地域　１階 税務住民課生活環境係 　☎019-683-3805 |

 |
| □/ | **市・県民税の納付書や書類の送付先の指定について**亡くなった方の市・県民税の納付書や書類は、相続人代表者に送付します。 | 本館２階 市民税課☎019-613-8497･8498 |
| □/ | **軽自動車税（軽自動車・バイク・小型特殊自動車）を所有していた方が亡くなったとき**亡くなった方の軽自動車税（種別割）の納付書や書類は、相続人代表者に送付します。名義変更や廃車の手続き等、詳しくは、市民税課へお問合せください。 | 本館２階 市民税課☎019-613-8499 |
| □/ | **生活保護を受けている方が亡くなったとき**変動・異動に関する届出が必要です。 | ３階 生活福祉第一課・第二課☎019-626-7510 |
| □/ | **在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成（電気使用料）を受けている方が亡くなったとき（※医療費未助成の方や生活保護受給の方）**資格喪失届の提出。助成金の精算等の手続きをする方は、相続人代表者届出書と助成金請求書等を提出。《必要なもの》①届出人の認印　※郵送でも手続き可。 | ６階 健康増進課☎019-603-8306 |

**水道・下水道に関するお手続き**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ☑ | **手続きの内容** | **受付窓口** |
| □/ | **水道、公共下水道（井戸水使用者のみ）、農業集落排水施設を****使用している方が亡くなったとき**中止届、使用者名義変更届、使用人数変更届の手続き。《必要なもの》【水道、公共下水道（井戸水使用者のみ）】水栓番号、お問合せ番号のいずれかを確認できるもの。【農業集落排水施設】通知書番号を確認できるもの。 | １階 お客さまセンター☎019-623-1411\\10.12.3.49\users\90上下水道局\902500経営企画課\902540経営企画課料金係\広報関係\H29  広報\広報もりおか\（QRコード）使用手続き.png※水道・下水道についてはインターネットで手続きができます。※電話でも手続きができます※マンション等で料金を管理人　にお支払いの場合は管理人へ。【給水装置所有者の変更】※電話での手続きの場合、お客さまセンターで受付後、担当課より別途案内があります。 |
| □/ | **給水装置（宅地内の水道管）を所有している方が亡くなったとき**給水装置所有者の変更の届出。《必要なもの》①水栓番号を確認できるもの　②認印※固定資産税課税通知書や登記事項証明書等で所有確認する場合有。※来庁される場合は、１階 給排水課 へお越しください。 |
| □/ | **浄化槽を管理している方が亡くなったとき**・今後も浄化槽を使用する場合、浄化槽管理者の変更の日から30日以内に浄化槽管理者変更の届出（郵送可）。・今後、浄化槽を撤去する場合、その日から30日以内に浄化槽使用廃止の届出（郵送可）。今後、浄化槽を使用しない場合、浄化槽の清掃をして休止届出（郵送可）。これらの届出は、これまで契約していた浄化槽保守点検業者に手続きを依頼すると便利です。 | １階 給排水課 ☎019-623-1426 |
| □/ | **下水道事業受益者負担金（分担金）を納めている途中で****亡くなったとき**盛岡市下水道事業受益者変更の申告。《必要なもの》①盛岡市下水道事業受益者変更申告書（窓口で記入。郵送手続き希望の場合は、申告書を郵送。） | ３階 下水道整備課☎019-623-1421 |
| □/ | **公設浄化槽を使用している方が亡くなったとき**使用者(住宅所有者含む)の名義変更、使用中止（再開）の届出。《必要なもの》①変更後の使用者の認印 | 2階 上下水道局玉山事務所 　　　　　☎019-683-3841 |

**相続に関する手続き**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ☑ | **手続きの内容** | **受付窓口** |
| □/ | **土地・家屋の所有者が亡くなったとき**○土地・登記してある家屋の場合･･･法務局に相続登記の申請。《相続登記の手続き方法や必要なものは、法務局へ。》○登記していない家屋の場合･･･資産税課に以下の書類を提出。《必要なもの》（全て写し可）①未登記家屋所有者変更届　②被相続人の出生～死亡までの戸籍謄本等及び相続人全員の相続関係がわかるもの　③相続したことを証明する書類（遺産分割協議書など）　④印鑑登録証明書（新所有者以外の相続人全員分）　⑤住民票（新所有者分）※②は法務局発行の「法定相続情報一覧図の写し」でも可※⑤新所有者が盛岡市に住所を有する方であれば省略可○固定資産を所有する方が死亡した後は、資産を現に所有する者（現所有者）として相続人全員が納税義務者となります。資産税課から、相続人のうちお一人の方へ「固定資産現所有者（相続代表者）申告書」を送付しますので、代表者を選出し申告してください。申告した翌年度以降の固定資産税・都市計画税の納税通知書は、賦課期日現在に所有者の変更がない場合、申告いただいた相続代表者に送付します。※相続関係がわかる書類（戸籍等）、また、代表者になる方が市外在住の場合、住所がわかる書類（住民票、戸籍の附票）があれば、お持ちください。 | 【登記物件】盛岡地方法務局　登記部門☎019-624-9851※登記手続き案内は要電話予約☎019-624-1104【未登記物件】別館６階　資産税課☎019-626-7530 |
| □/ | **盛岡市内の農地の所有者が亡くなったとき**法務局への相続登記終了後に、農業委員会へ相続の届出。《必要なもの》①認印　②当該土地の登記事項証明書 | １階 農業委員会事務局☎019-601-5072２階 事務局分室 |
| □/ | **盛岡市内の森林の所有者が亡くなったとき**相続で森林の土地を取得した場合、所有者となった日から90日以内の届出。《必要なもの》①相続する土地の位置を示す地図　②当該土地の登記事項証明書（写し可）またはその他届出の原因を証明する書面（写し可） | 5階 林政課☎ 019-626-7541産業振興課(受付のみ) |
| □/ | **市道の占用許可を受けている方**今後も道路の占用を継続する場合、道路占用者住所等変更届の提出。今後、道路の占用を継続せず廃止する場合、道路占用廃止届等の提出。郵送手続き可。 | 本館７階道路管理課管理係☎ 019-613-8541 |
| □/ | **市の管理する準用河川・水路の占用許可を受けている方**今後も準用河川や水路の占用を継続する場合、地位の承継届の提出。占用を継続せず廃止する場合は、廃止届の提出。郵送手続き可。 | 別館５階　河川課管理係☎ 019-626-7572 |
| □/ | **市の管理する下水道の占用許可を受けている方**今後も下水道の用地や排水施設等の占用を継続する場合、地位承継届の提出。占用を継続せず廃止する場合は、廃止届の提出。郵送手続き可。 | 下水道施設管理課※盛岡市東安庭二丁目８-３☎ 019-624-4332 |

**生活衛生業、動物取扱業、犬を飼っている方**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ☑ | **手続きの内容** | **受付窓口** |
| □/ | **生活衛生業等の営業者、施設の開設者が亡くなられたとき**盛岡市内で次の営業許可を受けている場合や施設の開設者となっている場合、届出や申請が必要。①飲食店等（食品営業）　②理容所　③美容所　④クリーニング所⑤旅館　⑥公衆浴場　⑦興行場　⑧温泉利用　⑨化製場必要なもの等詳しくは電話でお問合せ。なお、盛岡市以外で営業等をしている場合は、施設所在地を管轄する各保健所へお問合せください。 | 5階（受付6階）生活衛生課☎019-603-8310 |
| □/ | **動物取扱業の登録者が亡くなられたとき**盛岡市内で動物取扱業の登録をしている場合は廃業の届出が必要。《必要なもの》①廃業届出書　②登録証詳しくは電話でお問合せ。なお、盛岡市以外で登録を受けている場合は、登録を受けている場所を管轄する各保健所へお問合せください。 | 5階（受付6階）生活衛生課 ☎019-603-8312 |
| □/ | **犬を飼っている方が亡くなられたとき**飼い主の変更届出。《必要なもの》　①犬の登録事項変更届書※マイクロチップ情報登録済の犬は、環境省の登録サイトで所有者と犬の住所（変更がある場合）の登録変更をしてください。※新しい飼い主が盛岡市以外の場合は、居住する市町村へ届出してください。 | 5階（受付6階）生活衛生課☎019-603-8312１階 税務住民課生活環境係各動物病院（市内、滝沢市、矢巾町）※一部動物病院を除く。 |

**市税の納付状況や口座振替の状況の確認**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ☑ | **手続きの内容** | **受付窓口** |
| □/ | **市税の納付について**亡くなった方の市税（市・県民税、軽自動車税、固定資産税）は、相続人に引き継がれます。　　納付状況の確認は納税課へお問合せください。 | 別館2階　納税課☎019-613-8462･8463 |
| □/ | **市税等の口座振替について**亡くなった方の名義の口座から市税等を振替していた場合、口座振替の解約や変更の手続きをします。口座振替登録状況の確認は納税課へお問合せください。 | 別館2階　納税課☎019-613-8464 |

**死亡に関する市役所以外の手続きのご案内**

（あくまで参考です。必ずそれぞれの手続き先へお問い合わせください）

　※携帯電話や、インターネット契約など使用料が継続するものは早めに解約を。

　※故人の口座は連絡があったときに凍結され、口座振替、引き落としなどが不能になります。

　※死亡に関する手続きは、故人により様々です。届出に必要な書類も、提出先や相続される方の続柄等で異なります。お手数ですが、必ず届出先にご確認ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 手続き | 内　　容 | 手続き先 |
| 固定電話携帯電話インターネット名義変更・解約 | 各契約会社にお問合せください。 | 各契約会社 |
| ＮＨＫ受信料名義変更・解約 | ＮＨＫに連絡し、手続きしてください。 | ＮＨＫ |
| 電気・ガス・水道の名義変更、停止 | 各契約事業者（水道は盛岡市上下水道局）に連絡ください。 | 各契約会社 |
| 賃貸住宅の解約・名義変更 | 家主・管理不動産会社に連絡し手続きしてください。 | 家主・管理会社 |
| クレジットカード解約 | 契約会社に連絡してください。（残金は一括払いとなるようです） | 契約会社 |
| 運転免許証返納 | 警察署または運転免許センターに返却できます。《必要なもの》①免許証　②死亡を確認できるもの | 盛岡東警察署盛岡西警察署盛岡運転免許センター |
| パスポート返納 | 有効期限内の場合のみ必要。《必要なもの》①パスポート　②死亡が確認できるもの | 岩手県パスポートセンター |
| 住宅ローン | 団体生命保険付きが一般的。ローンを借り入れていた方の保険金で残債が支払われる。 | 借入先金融機関 |
| 生命保険等保険金請求 | 死後3年以内に請求（簡易保険は5年以内）必要書類は保険会社にご確認ください。 | 生命保険会社 |
| 預貯金の相続 | 故人の口座は遺族からの連絡で凍結されます。残高照会の上、遺産分割協議終了後に手続。遺産分割前の預貯金の払戻し制度も。必要書類は金融機関にご確認ください。 | 預入れ金融機関 |
| 株式の名義変更 | 詳しくは証券会社などへお問合せください。 | 証券会社など |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 手続き | 内　　容 | 専門家 | 手続き先 |
| 車・バイクの名義変更 | 次の車種別に名義変更、または廃車の手続き。○普通自動車、125cc 超のバイク　･･･東北運輸局岩手運輸支局 | 行政書士 | 東北運輸局岩手運輸支局※矢巾町流通センター南２-８-５☎050-5540-2010（自動音声対応） |
| ○軽自動車　･･･ 軽自動車検査協会岩手事務所 |
| 軽自動車検査協会岩手事務所※湯沢16-15-10☎050-3816-1833（コールセンター） |
| ○原動機付自転車(125cc以下のバイク等) 　及び小型特殊自動車 　･･･盛岡市役所　　　本館２階 市民税課諸税係 税務福祉係 １階税務住民課  |
| 本館２階 市民税課諸税係☎019-613-8499 |
| 所得税の準確定申告・納税 | 所得税の確定申告をしなければならない人が亡くなった場合は、相続の開始があったことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から４か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告と納税が必要です。 | 税理士 | 盛岡税務署※盛岡市本町通3丁目　　　　　　 8番37号☎019-622-6141詳しくは、国税庁ホームページをご覧いただくか、税務署にお尋ねください。※窓口での相談は事前予約が必要です。※相続税の相談は毎週木曜日です。 |
| 相続税の申告・納税 | 亡くなった人（被相続人）から各相続人等が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額（※）を超える場合は、相続の開始があったことを知った日の翌日から１０か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告と納税が必要です。※基礎控除額＝3,000万円+600万円×法定相続人の数 |
| 土地・家屋等所有権移転登記 | 《必要なもの》戸籍謄本、住民票、遺産分割協議書、固定資産評価証明書、印鑑登録証明書など。 | 司法書士 | 盛岡地方法務局　登記部門☎019-624-9851※登記手続案内は要電話予約☎019-624-1104 |
| 遺言書の検認（公正証書、遺言及び法務局で保管している自筆証書遺言を除く） | 《必要なもの》遺言書原本、戸籍謄本など。※公正証書遺言及び法務局で保管している自筆証書遺言を**除きます。** | 弁護士司法書士 | 盛岡家庭裁判所※盛岡市内丸9番１号遺言書検認受付係☎019-622-3449相続放棄等受付係☎019-622-3457 |
| 相続放棄・限定承認 | 相続の開始があったことを知ったときから３か月以内。《必要なもの》戸籍謄本、住民票など。 | 弁護士 |

**各種相談窓口のご案内**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 受付時間 | 相談方法 | 相談窓口 |
| 法テラス岩手※法テラス（日本司法支援センター）は、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。 | 無料法律相談を希望する場合、来所または右電話で電話予約が必要、収入額が一定額以下であるなどの条件有。 | 左記予約のほか、法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口等の「情報提供」があります。個別具体的な判断は致しかねますが、お困りの内容を整理し、解決に向けた道案内を行います。場所：盛岡市大通1-2-1岩手県産業会館本館2F | 法テラス岩手☎0570-078382(IP電話をご利用の場合は☎050-3383-5546)平日９時～17時法テラスサポートダイヤル　☎0570-078374　　　 平日9時～21時土曜日9時～17時 |
| 市民無料法律相談※盛岡市民が対象 | 月2回月曜日　10時～15時　（1人20分間）定員：1日10人 | 民事一般の問題について、弁護士が相談に応じます。場所：別館6階　　　　 広聴広報課内市民相談室 | 別館6階 広聴広報課　☎019-626-7557**※事前申込が必要です。**開催日の前週の月曜日（祝日の場合は火曜日）9時～先着順で予約受付 |
| 無料法律相談※住所を問わず　どなたでも | 毎週水曜日　10時～15時　（1人20分間）定員：1日10人 | 民事一般の問題について、弁護士が相談に応じます。場所：別館6階　　　　 広聴広報課内市民相談室 | 岩手弁護士会 　盛岡法律相談センター　☎019-623-5005**※事前申込が必要です。**原則、開催日の前週の水曜日9時～先着順で予約受付 |
| 司法書士による無料相談（相続登記、その他相続に関する手続きについて） | 【面談相談】毎週水曜日10時～13時（お一人50分程度）【電話相談】毎週火曜日・木曜日10時～16時 | 【面談相談】岩手県司法書士会　相談室（盛岡市本町通2-12-1）【電話相談】右記フリーダイヤル◆相続登記（土地、建物の名義変更）や遺言、相続放棄などの手続きについて、司法書士が相談に応じます。 | 【面談相談】司法書士総合相談センター**※事前予約が必要です。**☎019-623-3355【電話相談】司法書士無料電話相談※フリーダイヤル0120-823-815 |
| 税務相談 | 月曜日～金曜日8時30分～17時 | 電話（確定申告や相続税、贈与税など身近な税金について） | 盛岡税務署　☎019-622-6141 |
| 納付相談 | 平日8時30分～17時30分※夜間・休日窓口有　詳しくは担当まで | さまざまな理由で市税を納めることが難しい方の相談を受付 | 別館２階 納税課　☎019-613-8462☎019-613-8463 |

※掲載された相談窓口は一例です。他の各種相談については盛岡市ホームページの「相談」の項目等をご覧ください。

**本庁舎案内図**

**本　館　　　　　　　　　　　　　　　　別　館**



市民登録課

**○盛岡税務署**本町通３-８-37



**○盛岡地方法務局**盛岡駅西通１-９-15　盛岡第２合同庁舎

